公益財団法人ふくい産業支援センター 伴走型DX推進プロジェクト 実施要領

この要領は、公益財団法人ふくい産業支援センター(以下「支援センター」という。)が行う伴走型DX推進プロジェクト(以下「本事業」という。)の適正かつ円滑な業務運営を図るため必要な事項を定めるものである。

(目的)

第1条 本事業は、全社的にDXに取り組もうとする意欲のある県内中小企業者等に対し、支援センターが設置する専門家チームが一体となってDXの実現に向けたプロジェクトの推進およびその中核を担う社内DX人材の育成および確保まで、県内中小企業者等がDXに自立的に取り組むための体制整備を伴走支援することで、DXの推進に係るモデルケースとなる県内企業を創出することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)「県内中小企業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に該当する中小企業者および中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に該当する中小企業団体であって、福井県内に本店所在地の法人登記が行われており(個人の場合は県内に住所を有していること)、県内に生産またはサービスの主要な拠点を有する者とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、自社のDX推進に関する計画を策定し、その実行に向けた取組みを進めようとする県内中小企業者等とする。

(公募および広報)

- 第4条 支援センターは、本事業の実施にあたり、専門家チームが支援する県内中小企業者等(以下「支援先企業」という。)を公募する。
- 2 支援センターは、県内中小企業者等が本事業への参加を申請する際に必要となる申請書類の提出先、提出期限、提出書類、その他公募に関する必要な事項を広報するものとする。
- 3 支援センターが第1項の規定により行う広報は、支援センターの主たる事務所の掲示板に掲示するほか、定期刊行物、ホームページへの掲載等の適切な方法により行うものとする。

(参加申請)

第5条 専門家チームによる支援を希望する県内中小企業者等は、様式第1号の伴走型DX推進プロジェクト参加申請書(以下「参加申請書」という。)を作成し、支援センターが別に定める期日までに支援センターに提出するものとする。

2 支援センターは、参加申請書の提出があったときは、当該申請に係る審査を行うほか、必要に 応じて現地調査等を行い、その結果、適当と認められるものについて通知する。

(支援先企業の選考)

- 第6条 支援センターは、支援先企業を選考するため、企業のDX支援に関して指導経験を有する 者等で構成する「伴走型DX推進プロジェクト支援企業選考委員会」を設置し、支援先企業について諮問する。
- 2 第1項に規定する委員会は、支援センターの諮問を受け、申請内容について、次に掲げる要件 の適否を審査し答申することとする。
 - (1) 別表に掲げる選考基準に適合していること
 - (2) 支援先企業として不適当と認められる行為がない者であること
- 3 支援センターは、第2項に規定する答申を受け、支援先企業を決定する。

(コンサルティング業務の委託)

- 第7条 支援センターは、次の各号に示す業務について、公益財団法人ふくい産業支援センター財務規程で定める手順に則り選考した企業等に業務を委託することとする。
 - (1)派遣する専門家の選定
 - (2) 専門家チームによる支援の実施
 - (3) アドバイザリーボードの選定
 - (4) アドバイザリーボードミーティングの開催
 - (5) その他コンサルティングにあたって附随する業務
- 2 前項で示す業務の詳細や実施方法、注意事項については、委託契約の中で別途定めるものとする。
- 3 コンサルティング業務について、委託契約に定めのない事項に関しては、必要に応じて別途定める。

(職員の派遣)

第8条 支援センターは、本事業の適切な遂行を確保するため、専門家の派遣に同行する支援センター職員を派遣することができるものとし、支援先企業および専門家は、これを拒むことはできない。

(成果の普及)

- 第9条 支援センターは、支援先企業が本事業による支援を得て実施したDXに係る取組みの内容 について、セミナー等における発表、情報誌、インターネット等を活用して幅広く県内中小企業 者等に情報提供することにより、県内企業のDXの推進に努めるものとする。
- 2 支援先企業は、支援センターが前項の規定により行う情報提供等に協力しなければならない。

(派遣の中止)

- 第10条 支援先企業は、自社のDX推進に向けたプロジェクトを途中で中止する等の事由により、 専門家の派遣を中止しようとする場合、書面により支援センターに通知するものとする。
- 2 支援センターは、支援先企業から本事業の継続に必要な協力が得られないと判断した場合は、 書面による通知を持って派遣を中止できるものとする。

(事業実施状況等の報告)

第11条 支援先企業は、専門家の派遣が終了した日の属する年度の終了後3年間、専門家チームが支援を行った社内DXプロジェクトの過去1年間の状況等について、様式第2号に基づき、6月30日までに支援センターに報告しなければならない。

(フォローアップの実施)

- 第12条 支援先企業は、本事業により支援を受けた内容の高度化を図るため、支援を受けた年度 の翌年度1年間、専門家によるフォローアップを受けることができる。
- 2 フォローアップを希望する支援先企業は、様式第6号によりフォローアップ申込書を支援センターが定める期日までに提出するものとする。

(フォローアップを行う専門家の派遣)

- 第13条 支援センターは、前条の規定により支援先企業からフォローアップ申込書の提出があった場合は、フォローアップを行う専門家を1名以上支援先企業に派遣し、支援先企業が本事業により支援を受けた内容の高度化に向けて必要な支援を行うものとする。
- 2 前項の規定により支援センターが派遣する専門家は、原則として前年度に本事業において当該 支援先企業の支援を行った者とする。
- 3 第1項の規定により派遣を行う専門家の派遣期間は、フォローアップの申し込みがあった日が 属する年度の2月末日までとする。
- 4 第1項の規定により派遣を行う専門家の派遣回数は、4回を上限とする。
- 5 第1項の規定により派遣される専門家は、支援先企業のフォローアップのため、助言、指導、情報提供その他必要かつ有益と認められる支援を実施する。

(準用)

第14条 第11条から第18条の規定は、フォローアップについて準用する。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、支援センターが別に 定める。

附則

この要領は、令和4年6月15日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月10日から施行する。

附則

この要領は、令和6年5月10日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月24日から施行する。

別表

伴走型DX推進プロジェクト 選考基準

伴走型DX推進プロジェクトにより支援を行う企業は、下記の選考基準を満たす企業の中から、 業種、企業規模、立地地域等を総合的に勘案の上、選考します。

選考基準	内容
計画の内容	・自社の現況および課題を具体的かつ的確に把握できているか・計画の内容は、自社の現況や課題に対応した取組みを実行する内容であるか・DX推進に向けた取組みの進め方や、取組みを通じて達成しようとする目標は妥当か
課題把握	・自社のデジタルを活用して解決すべき課題が把握できているか
推進体制	・DXを推進するための社内体制は無理のないものとなっているか (後に破綻する体制となっていないか) ・伴走支援完了後、計画推進を自走できる体制となっているか
事業効果	・DXの推進により自社の業務の流れや今後のビジネスモデル展開に 与える効果をイメージできているか
実現可能性	・社内が一丸となってDX推進計画の実現に向けて取組みを進めようとするものであるか ・本事業の支援を受けて実施する取組みの内容は、本事業における支援期間内に完了が見込めるか
県内企業への波及効果	・DX推進にかかるモデルケースとして県内企業への波及が期待できる取組みであるか

伴走型DX推進プロジェクト 参加申請書

公益財団法人ふくい産業支援センター 理事長 様

> 郵便番号 住 所 事業者名 代表者名 担当者氏名 連絡先 TEL FAX E-mail

伴走型DX推進プロジェクトへの参加を希望しますので、下記のとおり申請書類を提出します。

記

提出書類

- (1)申請者の詳細(別紙1)
- (2) 現況および実施計画書(別紙2)
- (3) [法人の場合] 直近二期分の決算書資料の写し [個人の場合] 直近二期分の確定申告書の写し
- (4) 会社の概要のわかるもの (パンフレット等)

(別紙1)

申請者の詳細

〇企業情報

企業・団体名 所 在 地			代表者名	(役職) (氏名) (年齢)	歳
創 業 年			資 本 金		千円
業種				(役員)	人
	事業(取扱品目)内容	売上構成		(正社員)	人
		%	従業員数	(パート・アルバイト)	人
売上構成		%			
		%		(合計)	人
		%			
仕事の概要					

〇財務状況 (単位:千円)

	直近期	期末	1期前		2期前		
	年	月期	2	年	月期	年	月期
売上							
売上総利益							
営業利益							
経常利益							
当期利益 (税引後)							
減価償却費							
総資本(負債+純資産)							
自己資本 (純資産)							

現況および実施計画書

1 現状認識

	※自社の経営状況(経営環境の変化や競合社等の状況等)	について、	$500 \sim 1$,	000字程度
	で記入してください。			
2	2 自社が実現を目指す状態			
_				
	※1で記載した内容を踏まえ、自社が実現を目指す(ある	べき)状態	について50	0~1, 00
	0字程度で記入してください。			

※1で記載した内容を踏まえ、	自社が実現を目指す	(あるべき)	状態について500~1,	0 0
0字程度で記入してください	\ o			

3 自社が抱えている課題

※2で記載した内容を踏まえ、自社の経営課題(デジタル技術の利活用以外の事項も含む)について、500~1,000字程度で記入してください。
4 本プロジェクトによる支援を受けて実施する内容および目標 (ゴール)
実施内容
※本プロジェクトによる支援を受け、DX推進に向けて実施する具体的な取組みの内容について 具体的に記入してください。
目標(ゴール)
※上記取組みの実施により実現を目指す姿・状態を具体的に記入してください。
予算額
千円

5 組織体制

組織(部署)名	人数	
主担当者①		
(役職・氏名)		
①の実施する		
職務・役割		
担当者②		
(役職・氏名)		
②の実施する		
職務・役割		
16033		
担当者③		
(役職・氏名)		
③の実施する		
職務・役割		

- (注1) 自社のDXに向けた取組みを担う主な組織(部署)の体制を記入すること。
- (注2)組織(部署)の担当者は、最低でも1名(主担当者)を記入すること。
- (注3) 担当者の欄は、必要に応じて行を追加しても差し支えない。

6 本事業で伴走支援してほしい内容

※本事業で伴走支援が必要な内容を自由にご記入下さい。

令和 年 月 日

(単位:千円)

公益財団法人ふくい産業支援センター 理事長 様

> 住 所 事業者名 代表者氏名

令和 年度 伴走型DX推進プロジェクト 支援終了後における事業実施状況報告書

令和 年度に貴産業支援センターより支援を受けた標記事業に関し、令和 年度の事業実施状況 について、伴走型DX推進プロジェクト実施要領第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の実施状況および得られた成果
 - ※専門家による支援を受けて実施した取組みについて、支援終了後における実施状況、事業実施により得られた成果等について具体的に記入してください。

上記の他、自社で実施しているDX推進に向けた取組み等があれば、併せて記入してください。

2 事業収支(会社全体の数値を記載すること)

 直近期末
 1年後
 2年後
 3年後

 年月期
 年月期
 年月期
 年月期

 売上高
 営業利益

 減価償却費

 人件費

 設備投資額

 従業員数

- (注1)「直近期末」には、当該プロジェクトの支援先企業として採択を受けた日の属する年度の1期前の会計期間における状況、「1年後」には、採択を受けた日を含む会計期間における状況を記入すること。
- (注2)「設備投資額」には、自社のDXの推進に向けてデジタルツール等の設備を導入した場合に 導入に要した経費を記入すること。
- (注3)従業員数には会社役員を含めること。
- (注4) 実績を記入すること。(実績が未確定の場合は記入不要)

伴走型DX推進プロジェクト フォローアップ申込書

公益財団法人ふくい産業支援センター 理事長 様

> 郵便番号 住 所 事業者名 代表者名 担当者氏名

連絡先 TEL

FAX

E-mail

令和 年度 伴走型DX推進プロジェクトにおいて支援を受けた内容について、下記のとおりフォローアップを申し込みます。

記

- ○自社のDX推進に向けた取組み状況 (前年度に支援を受けて取り組んだ内容の進捗等を記入すること)
- ○フォローアップを希望する時期(ある場合のみ記入)